

# E i w a N e w s

ふるさと納税、ジュニアNISAについて

平成 27 年 3 月  
( No. 116 )

平成 27 年度税制改正大綱が昨年 12 月 30 日に発表されましたが、今回はその税制改正項目の中から報道等で採り上げられることが多い所得税に関する下記の二項目と、美術品等の減価償却に関する改正通達をご紹介します。

なお、税制改正法案の国会審議の状況により、法律の内容が異なる場合がありますことをご了承ください。

## ふるさと納税

### 1. 概要

ふるさと納税は、各自治体に寄付をした金額の合計額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の金額を限度として、所得税及び住民税から全額が控除される制度です。

この制度は、多くの自治体が寄付に対しての特典（謝礼）を設け、各地の名産品等が実質負担 2,000 円でもらえるため、人気が高まっています。

### 2. 控除される金額

控除される金額は、所得税、住民税、住民税の特例の 3 つに分けられ、その 3 つの合計額が、ふるさと納税による全体の控除額となります。

（例）年収 600 万円の単身者が、ふるさと納税制度により自治体へ 4 万円の寄付をした場合

総収入金額	6,000,000 円
給与所得控除後の金額	4,260,000 円
所得控除額の合計額	1,200,000 円
所得税 課税総所得金額	3,060,000 円
所得税率	10%
住民税 所得割	306,000 円
所得税 寄付金控除	3,800 円
住民税 基本控除	3,800 円
住民税 特例控除	30,400 円
控除合計額（ + + ）	38,000 円

（簡易的に、復興特別所得税は計算に含めていません。）

上記のように、寄付金額から 2,000 円を控除した金額が、所得税・住民税から控除されます。

### 3. 平成 27 年度改正点

#### (1) 特例控除額の引き上げ

住民税の特例控除限度額を、住民税所得割額の 20%（現行は 10%）に引き上げられます。

#### (2) 確定申告不要

現行ではふるさと納税による寄付金控除の適用を受けるためには、確定申告をする必要がありますが、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄付については、確定申告をせずに控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。（ただし、確定申告が不要な給与所得者等が寄付を行う場合に限りません。）

## ジュニア N I S A の創設

### 1. 概要

高齢者層が多く保有する金融資産を若年層へ移転する狙いから、20 歳未満を対象とした少額投資非課税制度（いわゆるジュニア N I S A）が創設されます。

また、現行の少額投資非課税制度（N I S A）については、投資上限を年間 100 万円としていますが、平成 28 年からは年間 120 万円まで引き上げられます。

### 2. 内容

対象	ジュニア N I S A 口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
年間上限	80 万円
非課税期間	最長 5 年間
口座開設期間	平成 28 年から平成 35 年まで
運用管理	親権者等が運用管理者として未成年者のために代理で運用
払い出し	18 歳になるまで原則払い出し不可

## 美術品等の減価償却（改正通達）

### 1. 概要

取得価額が 100 万円未満など一定の美術品等については、減価償却資産に該当することになります。

### 2. 適用時期

新たに取得したものだけでなく、平成 26 年 12 月 31 日までに取得した資産についても、平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度から、償却費の損金算入ができることとなります。

また、個人事業者については、平成 27 年分の所得税から適用されます。

---

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。